

三芳町運送事業者等応援給付金

申請の手引き

【目的】

コロナ禍における原油価格の高騰により影響を受ける町内の運送事業者等の支援を目的とし、予算の範囲内で三芳町運送事業者等応援給付金を支給します。

【申請受付期間】

令和5年9月11日(月)～令和6年1月19日(金)

※郵送による申請も令和6年1月19日(金)(消印有効)とします。

※申請方法は、窓口での申請または郵送による申請とします。

※締切りを過ぎて提出されたものは受け取ることはできません。

【問い合わせ先】

三芳町観光産業課・商工観光担当 049-258-0019(内線214)

(平日:午前8時30分から午後5時15分まで)

目次

I	交付要件	
1	交付対象者	1
2	交付対象車両	1
II	交付額の算定方法	2
III	交付手続等	2
1	申請受付期間	2
2	申請方法	2
3	申請書類	3
4	申請書類等の入手方法	3
5	申請書類の審査及び補正	4
6	交付の決定	4
7	その他	4
8	申請手続に関する問い合わせ先	4
IV	様式(記入例)	5

I 交付要件

1 交付対象者

交付対象者は、次のア～カの全てに該当する自動車運送事業者です。

ア 町内に本社又は主たる事業所がある法人または個人事業者であり、かつ、下記の許可を受けている事業者または下記の届出を行っている事業者であること。

- ①貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業の許可
- ②貨物自動車運送事業法に規定する貨物軽自動車運送事業の届出
- ③道路運送事業法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)・特定旅客自動車運送事業(送迎バスなど)の許可

イ 申請時点で、アの運送事業を営んでおり、今後も町内で引き続き事業を継続する意思があること

ウ 町税に滞納がないこと。

エ 過去にこの給付金の交付を受けていないこと。

オ 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っていないこと。

カ 三芳町暴力団排除条例(平成25年三芳町条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が経営し、又は経営に関与していないこと。

2 交付対象車両

交付対象車両は、次のア～キの全てに該当する車両です。

ア 自動車検査証の交付年月日が令和5年9月11日以前の車両。

イ 自動車検査証の自家用・事業用の別が、「事業用」の車両。

ウ 自動車検査証の使用の本拠の位置が町内である車両。

エ 自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和5年9月11日以降の車両。

オ 令和5年9月11日時点で事業用に使用されている車両。

カ ガソリン、軽油等を使用して自ら走行するもの(貨物輸送を目的とした特殊用途自動車を含みます。二輪、三輪の自動車、電機自動車、被けん引車等を含みません。)

キ 交付対象者が所有または自動車リース事業者とのリース契約若しくは自動車販売事業者との割賦契約等に基づき使用している車両であること。

II 交付額の算定方法

令和5年9月11日現在における、交付対象者が事業に使用する対象車両の数において算定します。対象車両及び交付単価は以下のとおりです。

対象車両の種別	交付単価(1台につき)
事業用自動車(緑ナンバー)	10,000円
事業用軽自動車(黒ナンバー)	5,000円

※ 1事業者につき1回限りの申請とします。

※ 1事業者につき100,000円を交付上限額とします。

III 申請手続等

1 申請受付期間

令和5年9月11日(月)から令和6年1月19日(金)

午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送による申請も令和6年1月19日(金)(消印有効)とします。

2 申請方法

(1)窓口での申請

上記申請受付期間内に役場庁舎2階観光産業課窓口へ持参し申請してください。

(2)郵送による申請

上記受付期間内に、郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」、「レターパックプラス」または「特定記録郵便」等を用いて下記まで郵送してください。

(宛先)〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100 番地 1

三芳町観光産業課 商工観光担当 行

※封筒余白に「運送事業者等応援給付金申請書 在中」とご記入ください。

3 申請書類

下表の申請書類を提出してください。また必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。なお、提出された申請書類等の返却はいたしません。

番号	申請書類	チェック
①	三芳町運送事業者等応援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)	
②	誓約書(様式第2号)	
③	町内に本社または主たる事業所が存することが確認できる書類(法人登記簿謄本や確定申告書の写しなど)	
④	交付申請車両一覧(様式第3号)	
⑤	④の対象車両すべての自動車検査証の写し ※写しの右上余白部分に交付申請車両一覧のNoを記載してください。	
⑥	事業に必要な許可書等の写し、又は届出書の写し(申請車両分のみ)	
⑦	申請日現在、有効な許可申請書及び事業計画変更認可申請書の写し(交付申請車両が一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)・特定旅客自動車運送事業(送迎バス等)の場合) ※上記事業で使用していることがわかる書類をご提出ください。	
⑧	法人番号13桁が分かる書類(法人)、運転免許証の写し(個人)	
⑨	申請者名義の通帳のうち振込口座がわかるページ(見開き1ページ目)の写し	

〈注意事項〉

必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めするために連絡をする場合があります。その際に連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、不交付決定とさせていただきます。

4 申請書類等の入手方法

(1)三芳町ホームページからダウンロード(右記 QR も参照ください。)

<https://www.town.saitama->

[miyoshi.lg.jp/work/nougyou/unsoushienjigyou_2023.html](https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/work/nougyou/unsoushienjigyou_2023.html)



(2)お近くの配布機関での受取り

- ・三芳町役場2階 観光産業課窓口(三芳町藤久保 1100 番地 1)
- ・三芳町藤久保出張所(三芳町藤久保 7232 番地 1)
- ・三芳町竹間沢出張所(三芳町竹間沢 555 番地 1)
- ・三芳町商工会(三芳町藤久保 7232 番地 2)

5 申請書類の審査及び補正

申請書類の受領後、事務局が交付要件に基づき内容を審査します。

(1) 郵送により申請した場合

申請書類の内容について、事務局から電話で確認することがありますので、必ず日中連絡の取れる連絡先を申請書に記入してください。また申請書類に誤りや不足があった場合は、該当書類を訂正・追加の上、郵送してください。

(2) 窓口へ持参した場合

窓口で書類を受領後、内容について順次、審査・確認します。その場で全ての書類を確認・審査することは出来ませんので、申請書類に誤りや不足があった場合は、後日、当該書類を訂正・追加の上、ご持参いただくか郵送をお願いいたします。

6 交付の決定

(1) 交付の決定

申請内容が適正と認められ、本給付金を交付する旨を決定したときは、後日、交付決定に関する通知を郵送し、本給付金を指定の口座にお振り込みいたします。

(2) 不交付の決定

申請内容が要件に該当していないなどの理由で、本給付金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を郵送いたします。

7 その他

(1) 状況報告及び是正措置

本給付金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本給付金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(2) 交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請その他本給付金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本給付金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該給付金を返還していただきます。

8 申請手続きに関する問い合わせ先

三芳町観光産業課 商工観光担当

電話番号:049-258-0019(内線214) FAX:049-274-1013

E-MAIL:kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp

(対応時間:月～金曜 午前8時30分～午後5時15分)

IV 様式(記入例)

様式第1号 (第6条関係)		記入例		令和5年 9月11日						
(あて先) 三芳町長										
三芳町運送事業者等応援給付金交付申請書兼請求書										
三芳町運送事業者等応援給付金実施要綱第6条に基づき、三芳町運				法人の場合、社印又は代表者印を押印ください。 個人の場合、代表者の認印を押印ください。						
たいので次のとおり申請します。										
1. 申請者										
法人名※法人のみ記入		(株)三芳町役場 印								
屋号※個人事業者のみ記入										
代表者職名		代表取締役社長		代表者氏名						
				三芳 町男 印						
〒	3	5	4	-	8 5 5 5					
住所(市町村)		三芳町藤久保								
住所(町名・番地)		1100番地1		住所(建物名等)						
日中連絡のつく電話番号		0 4 9 -		2 5 8 - 0 0 1 9						
メールアドレス		kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp								
法人番号(13桁)※法人のみ記入		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0								
生年月日※個人事業者のみ記入		□大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 □平成		●●年 ●月 ●日						
0										
2. 交付対象車両台数・交付申請(請求書)額・使用の本拠の位置										
一般貨物自動車運送車両	10,000円	×	1	台	=	10000	円			
特定貨物自動車運送車両		×	1	台	=	10000	円			
一般貸切旅客自動車運送車両 (貸切バス)		×	1	台	=	10000	円			
特定旅客自動車運送車両 (送迎バスなど)		×	1	台	=	10000	円			
貨物軽自動車運送車両	5,000円	×	4	台	=	20000	円			
交付金の交付申請(請求)額						60000	円			
自動車検査証に記載の 使用の本拠の位置		三芳町藤久保1100-1								
※注1 申請は1事業者1回限りとし、交付申請額は100,000円が上限となります。										
※注2 自動車検査証の、交付年月日が令和5年9月11日以前の車両、「 <u>「自家用・事業用の別」が事業用となっ</u> て <u>いる車両</u> 、 <u>「使用の本拠の位置」が三芳町内となっている車両</u> 、「 <u>有効期間の満了する日</u> 」が令和5年9月11日以降の車両が対象です。町内に複数の使用の本拠の位置がある場合は、使用台数の多い方を記入してください。										
3. 振込先 ※法人の場合は法人名義、個人事業者の場合は代表者名義の口座を指定してください。										
金融機関名	三芳		<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 農協		支店名	三芳		<input checked="" type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所		
金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3	口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	<small>※右詰め ※ゆうちょ銀行の口座番号が8桁で記載されている場合は下1桁の「1」は記載しない。</small>		
(フリガナ) 口座名義	※通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの									
	株式会社三芳町役場 代表取締役社長 三芳 町男									

様式第2号（第6条関係）

記入例

誓約書

三芳町運送事業者等応援給付金の交付を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

	誓約事項
①	町内に本社又は営業所等を有する運送事業者です。
②	交付申請日時点において、町内で運送事業を営んでおり、今後も引き続き町内で事業を継続する意思があります。
③	「交付申請車両一覧（様式第3号）」に記載の車両は、申請者が営む自動車運送事業等の用に供するため、令和5年9月11日現在において、申請者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約若しくは自動車販売事業者との割賦契約等に基づき使用している車両です。
④	過去に三芳町運送事業者等応援給付金の交付を受けたことはありません。
⑤	町が申請者の町税の納付状況等について調べることに同意します。
⑥	町から給付金の交付に関して検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
⑦	事業経営に関して三芳町暴力団排除条例（平成25年三芳町条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が経営し、又は経営に関与していません。
⑧	この申請に関し、全ての申請要件を満たしています。もし、虚偽が判明した場合は、交付決定の取消や給付金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和5年 9月11日

（あて先）三芳町長

誓約者 所在地 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100 番地 1
名称 株式会社三芳町役場
代表者名 代表取締役社長 三芳 町男

様式第3号(第6条関係)

記入例

交付申請車両一覧

法人名又は個人名	株式会社三芳町役場		
申請区分	区分	申請台数	
	一般貨物自動車運送事業	1	台
	特定貨物自動車運送事業	1	台
	一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）	1	台
	特定旅客自動運送事業（送迎バス等）	1	台
	貨物軽自動車運送事業	4	台
合計		8	台

No.	登録番号(ナンバー)	No.	登録番号(ナンバー)
1	所沢100あ3684	11	
2	所沢100あ3685	12	
3	所沢200あ3690	13	
4	所沢500あ3691	14	
5	所沢400あ3686	15	
6	所沢400あ3687	16	
7	所沢400あ3688	17	
8	所沢400あ3689	18	
9		19	
10		20	

【よくある質問・回答集】

Q1. 法人で本社は三芳町外ですが、三芳町内に事業所があります。対象になりますか？

A1. 本社でなくても町内に事業所があり、その他の要件を満たせば対象となります。

Q2. 個人事業者で住所は町外、事業所は町内にあります。対象になりますか？

A2. 町内に事業所があり、その他の要件を満たせば対象となります。

Q3. 個人事業者で住所は町内だが、事業所が町外にあります。対象になりますか？

A3. 対象となりません。町内に事業所がある方が対象となります。

Q4. 自家用車で自社の荷物を運搬している車両は対象になりますか？

A4. 本給付金は、荷主の需要に応じ、有償で、自動車または軽自動車を使用して貨物を運送する許可または届出を行っている事業者(緑ナンバー・黒ナンバー)を対象としていますので、対象となりません。【一般貨物、特定貨物、軽貨物自動車運送事業の場合】

Q5. 令和5年9月11日以降に、保有台数が増えました。対象になりますか？

A5. 令和5年9月11日以前に登録された車両が対象となりますので、9月11日以降に新たに登録された車両については、対象になりません。

Q6. 許可書(届出書)を紛失しました。どのようにしたらよいでしょうか？

A6. 事業証明願いを代わりとすることができます。詳しくは、埼玉県運輸支局へお問い合わせください。

Q7. 町内に複数の事業所があります。事業所単位で申請できますか？

A7. 事業所ごとに申請はできません。町内の複数事業所をとりまとめ1事業者として申請してください。なお、1事業者あたり1回限りの申請となります。

Q8. 県等との他の助成制度との重複受給はできますか？

A8. 町の給付金は、国・県等との他の助成制度の受給による制限はありません。

その他、ご質問等ありました下記問い合わせ先までご連絡ください。

三芳町観光産業 商工観光担当

電話番号:049-258-0019(内線214) E-MAIL:kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp

